

【返戻金に関する規定】

早期退職による返戻金につきましては、弊社の『人材紹介に関する基本形契約書』第3条に定める通り以下になっております。

尚、この条文内の甲は求人企業、乙は弊社を表しております。

『人材紹介に関する基本契約書』

(早期退職による返還)

第3条 採用決定者が入社(入職)後、本人の責めに起因する事由により3ヶ月以内に退職した場合は、乙はその期間に応じて、以下の割合で、第2条により支払われた報酬を甲に返還するものとする。

1週間以内100%、1ヶ月未満60%、2ヶ月未満40%、3ヶ月未満20%

尚、甲の理由に起因する退職、甲の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合、上記の報酬返還は適用されない。

以 上